

碧南市内公園施設等における自動販売機設置事業者募集要項

下記施設に自動販売機を設置するにあたり、設置事業者を募集します。

設置事業者は、自動販売機を設置するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく、行政財産の貸付料を納めていただきます。

応募者はこの募集要項及び別に示す仕様書を確認の上、応募してください。なお、応募は、下記行政財産貸付募集物件の物件番号ごとにお願いします。複数の物件への応募も可能です。

記

1 公募概要

公募の内容	碧南市臨海公園及び港南緑地の利用者サービス向上のため自動販売機を設置する事業者を広く募集します。
貸付場所	物件番号1 碧南市臨海公園（碧南市浜町2番地4）内 第3駐車場、大芝生広場東側、ドーム横、くじら池西側 グラウンド西側植栽スペース 物件番号2 碧南市港南緑地（碧南市港南町2丁目8番地16）内 駐輪場
貸付期間	物件番号1 令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間） 物件番号2 令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）
公募及び選定方法	応募要件を満たし、貸付料支払い額提示額が最も高い者を設置事業者として決定します。万が一、その者が辞退した場合については、次点の者を設置事業者として決定します。
選定結果の通知	選定結果は、応募者に対する通知及びホームページにて公表します。
契約	設置事業者は、市と自動販売機設置の細目について協議し、行政財産貸付に関する契約を締結します。

2 公募スケジュール

内容	日付
募集要項配布開始	令和8年2月2日（月）
申込受付期間	令和8年2月9日（月）から2月20日（金）
選定の結果通知	令和8年3月上旬
設置準備期間	令和8年3月下旬
設置開始日	令和8年4月1日（水）

3 自動販売機設置施設の概要

各施設のホームページをご覧ください。

○碧南市臨海公園

(https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/kaihatsu_suido/toshi_seibi/park_info/6478.html)

○碧南市港南緑地

(https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/kaihatsu_suido/toshi_seibi/park_info/6038.html)

4 行政財産貸付募集物件

物件番号1 碧南市臨海公園（碧南市浜町2番地4）内

物件番号	箇所	面積	目的
1	第3駐車場	2. 5 m ²	自動販売機2台（飲料用）の設置場所として
	大芝生広場東側	4. 3 m ²	自動販売機2台（飲料用）の設置場所として
	ドーム横	4. 8 m ²	自動販売機4台（飲料用2台、アイスクリーミュ1台、菓子等1台）の設置場所として
	くじら池西側	5. 6 m ²	自動販売機2台（飲料用1台、アイスクリーミュ1台）の設置場所として
	グラウンド西側 植栽スペース	5. 0 m ²	自動販売機3台（飲料用）の設置場所として

物件番号2 碧南市港南緑地（碧南市港南町2丁目8番地16）内

物件番号	箇所	面積	目的
2	駐輪場	6. 0 m ²	自動販売機4台（飲料用3台、アイスクリーム1台）の設置場所として

※それぞれ具体的な内容は仕様書をご参考ください。

5 貸付期間

物件番号1 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

物件番号2 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

6 応募資格要件

次に示す全ての条件に該当する個人または法人であること。

- (1) 碧南市内に住所を置いていること（法人の場合は本社が碧南市内に住所を置いていること）。
- (2) 自動販売機の設置業務について、おおむね3年以上管理・運営の実績があること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問い合わせやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず24時間対応が可能であること。
- (5) 次に掲げる業種又は事業者に該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する営業又はこれに類する業種

イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する業種又はこれに類する業種

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている事業者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。）又は暴力団の構成員が関与している事業者

オ その他市長が適当でないと認める業種又は事業者

7 応募方法と手続き

(1) 申込受付期間

令和8年2月9日（月）から2月20日（金）までの平日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 応募方法

上記期間中に直接、提出先にご提出ください。郵送での受け取りはできません。

(3) 提出先

碧南市都市整備課（碧南市松本町28番地）

(4) 提出書類

ア 行政財産貸付料提案書（別に様式あり）

イ 完納証明書（納税証明書）（市税の滞納がないことを示す書類で、碧南市税務課で発行します（証明手数料200円。）

ウ 設置予定の自動販売機の仕様が記載されたカタログ又は書類の写し（寸法、ヒートポンプ方式及びピークシフト方式等省エネタイプ及び災害用ベンダータイプが確認できるもの）

※別途、設置機器の指定あり（別添仕様書参照）

8 選定方法及び結果通知

(1) 契約の相手方を決定するにあたっては、それぞれの物件ごとに貸付料支払い額提示額が最も高かった者とします。ただし、その者が辞退した場合は、次点の者とします。

(2) 設置事業者の選定結果につきましては、令和8年3月上旬に各応募者宛てに書面にて通知申し上げます。また、ホームページにおいても選定結果を公表します。

9 その他

(1) 貸付料及び電気料の支払い方法等は仕様書のとおりです。

(2) 現地説明は行いません。各自で現地確認を行ってください。

(3) 契約保証金は免除します。

(4) その他詳細については、仕様書を参照してください。

10 問合せ

碧南市都市整備課管理係

住所 碧南市松本町28番地

電話：0566-95-9909

FAX：0566-46-9456

E-mail：toshiseibi@city.hekinan.lg.jp